

豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書

(情報セキュリティ関連規程の遵守)

第1条 受注者（再委託先を含む。以下同じ。）は、本契約を履行するに当たっては、豊川市情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊川市条例第39号）、豊川市個人情報の取扱いに関する管理規程、その他情報セキュリティ関連規程に基づき、本豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、情報セキュリティ対策及び個人情報保護について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 受注者は、本契約において利用する情報のうち、ネットワーク情報、個人情報その他の機密性のある情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（作業責任者等という。）を定め、発注者が指定する書面により発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、作業責任者等を変更する場合の手続きを定めなければならない。
- 3 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に発注者が指定する書面により発注者に届け出なければならない。
- 4 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱場所の特定)

第4条 受注者は、機密情報を取り扱う場所（以下「取扱場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、取扱場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務室内に取扱場所を設置する場合は、作業責任者等に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び当該者の氏名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 受注者は、情報セキュリティ対策及び個人情報保護に対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本契約の履行により直接又は間接に知り得た機密情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本契約に関わる作業責任者等に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、本契約を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 前項にかかわらず、受注者は、やむを得ず本契約の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託の概要を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させる条項を付記するとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して本契約を再委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、本契約を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(機密情報の管理)

第9条 受注者は、本契約において利用する機密情報を保持している間は、次に定めるところにより、機密情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に機密情報を保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、取扱場所から持ち出さないこと。

(3) 機密情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に発注者の承認を受けて、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、機密情報を複製又は複写しないこと。

- (5) 機密情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 機密情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 機密情報を管理するための台帳を整備し、機密情報の利用者、保管場所その他の機密情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 機密情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「機密情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 取扱場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、機密情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 機密情報を利用する作業を行うパソコンに、機密情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（提供された機密情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 受注者は、本契約において利用する機密情報について、本契約以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第11条 受注者は、発注者との間の機密情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者からの求めに応じて、発注者が指定する書面により機密情報を預かった旨を発注者に報告しなければならない。

（機密情報の返還、消去又は廃棄）

第12条 受注者は、発注者の指示に基づき、本契約において利用する機密情報について、発注者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者に対し、本契約において利用する機密情報について臨時に返還、消去又は廃棄の実施を求めることができるものとし、受注者はこれに従わなければならない。
- 3 受注者は、本契約において利用する機密情報の消去又は廃棄をする場合は、事前に消去又は廃棄をすべき機密情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、機密情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 5 発注者は、本契約において利用する機密情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該機密情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、機密情報の消去又は廃棄を行った場合は、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

らない。

(報告)

第13条 受注者は、本契約の着手日までに、豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書遵守確認表により機密情報の取扱いについて報告しなければならない。

2 受注者は、前項に定める報告のほか、発注者から機密情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第14条 発注者は、本契約に係る機密情報の取扱いについて、特記仕様書の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の履行に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受注者は、本契約に関し機密情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該機密情報の漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該機密情報の漏えい等の事故に関わる機密情報の内容、件数、発生場所及び発生状況を発注者が指定する書面により発注者に報告するとともに、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、機密情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、本契約に関し機密情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該機密情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 発注者は、受注者が特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、特記仕様書に関連する本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。